

## 地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	3 - 308
許認可等の種類	原状回復義務の免除、無免許の埋立に対する原状回復義務の免除			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第35条第1項、同法第36条			
許認可等の概要	原状回復の必要のない、又は原状回復できないものに対する原状回復義務の免除 無免許の工事に対する原状回復義務の免除			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            (参考) 公有水面埋立法第35条第1項            埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ原状ニ回復スヘシ但シ都道府県知事ハ原状回復ノ必要ナシト認ムルモノ又ハ原状回復ヲ為スコト能ハスト認ムルモノニ付埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ申請アルトキ又ハ催告ヲ為スニ拘ラス其ノ申請ナキトキハ原状回復ノ義務ヲ免除スルコトヲ得            (参考) 同法第36条            第三十二条第一項及前条ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケシテ埋立工事ヲ為シタル者ニ関シ之ヲ準用ス</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			